

感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間

【要請期間】 令和5年2月3日(金) ～ 令和5年2月12日(日)

基本的な
考え方

感染拡大を抑制し、社会経済活動を継続するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行う。

区 域

沖縄県全域

現 況

沖縄県における直近1週間の新規陽性者数は1月11日をピークに急速に減少しており、それに伴い、50%に迫っていた病床使用率も2月1日時点で30.2%と改善しております。
新規陽性者数の減少に伴い、医療従事者の休業者数や高齢者施設等における療養者数なども改善しております。
感染を抑制し、医療ひっ迫の解消を確実なものとするために、県民・事業者の皆様におかれましては、引き続き県の方針に沿った取組をよろしく願います。

県の方針

警戒レベル2を維持しつつ、感染対策とワクチン接種を呼びかける。
また、重症化リスクや症状等に応じた受診の呼びかけを行う。

感染拡大時
(レベル3移行時)
の対応

感染が拡大し警戒レベル3に移行した場合は、医療ひっ迫防止対策強化宣言を行い、県民や事業者等に対して医療ひっ迫を防ぐための協力要請・呼びかけを実施する。

【協力要請・呼びかけ例】

- ・ 大人数の会食や大規模イベントへの参加は見合わせることを含めて慎重に検討判断する。
- ・ 濃厚接触者となった医療従事者が待機期間中であっても抗原定性検査を行い医療に従事できるよう、医療機関においては可能な限り対応する。
- ・ 高齢者施設等の利用者に対して一時帰宅時等の節目でのPCR等検査を行う。 等

県民の皆様へのお願い

県民・事業者の皆様におかれましては、**感染への備えと感染対策のご協力**をお願いします。

- ◆ 重症化予防効果が期待される**ワクチン接種**を、積極的に検討してください。
- ◆ **日頃から**3密を回避し、換気・適切なマスクの着脱・手指消毒・毎日の健康観察を習慣化しましょう。
- ◆ **会食や友人との交流の際**は、できるだけ大人数、長時間の集まりを控えてください。
- ◆ 発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、**少しでも症状がある場合**、通勤、通学、外出、会食を控えてください。

1 ワクチン接種は

オミクロン株対応ワクチンの接種をお願いします(組換えタンパクワクチンであるノババックスワクチンの接種も可能です)

- 12歳以上の対象者につきましては、重症化予防効果と今後の変異株に対する有効性が期待されるオミクロン株対応ワクチンの接種を、積極的に検討してください。生後6か月以上12歳未満の対象者も接種の検討をお願いします。
- ワクチン接種を最新の状態にすることで、重症化等のリスクが低下します。高齢者施設等の入居者やデイサービスの利用者は、集団感染のリスクが高いため、**未接種者は、是非、接種の検討をお願いします。**
- ・ 季節性インフルエンザが流行しています。インフルエンザワクチンの接種もお願いします。

2 日頃から

感染対策を心がけ、「密集・密接・密閉」を回避するようお願いします

- 換気、場面に応じた適切なマスクの着脱、手指消毒、毎日の健康観察を習慣化しましょう(特に、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦)。
- 感染に備え、家庭には、少なくとも3日分の食料と医療用(一般用)の抗原検査キット、解熱剤等の医薬品を常備しましょう。

3 会食や友人との交流の際は

できるだけ大人数、長時間の集まりを控え、屋内や会話する場面ではマスクを着用しましょう

- 子どもが集まる場面(学童、学習塾等)では、換気や場面に応じた適切なマスクの着脱などの感染対策を大人がチェックすること。
- できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と会食を行うこと。大人数で会食を実施する場合は、できるだけ検査で陰性を確認すること。
- 大人数でマスクを外すイベントは控える、又は検査で陰性を確認しましょう。
- 会食にあたっては「感染防止対策認証店」を利用し、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えること。
- 感染防止対策認証店以外の店を利用する場合、4人以下2時間以内で行うこと。

4 体調不良のときは

発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出、会食を控えてください

- 風邪症状を認めるときには、1週間程度は重症化リスクの高い高齢者、妊婦等には会わないように注意してください。
- 高齢者や妊婦、透析患者を含めかかりつけ医がいる方はかかりつけ医を利用し、症状が辛い方(水分がとれない等)で受診を希望する方は、県の発熱コールセンターに相談してください。
- 軽症であれば医療用(一般用)の抗原検査キットを活用し、市販薬で自宅療養してください。
- 救急医療を守るため、軽症の場合や検査目的での救急病院の受診は控えるとともに、救急車の適正利用をお願いします。

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

【来訪前:法によらない協力依頼】
【来訪後:法24条第9項 協力要請】

- 来県前には、十分な健康観察を徹底した上でお越してください。体調不良の際には来県を延期いただき、改めての来県をお待ちしております。また、来県前・来県時においては、基本的な感染対策の徹底をよろしくお願いいたします。
- 修学旅行で来県される方々は、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。
- その他、旅行等で、来県する前には、旅行開始の2週間前までにワクチン接種を最新の状態にすることを推奨します。
- 帰省や民泊、イベント参加など旅先での感染リスクが高い場合、PCR等検査で陰性を事前に確認してください。
- 持病のある方は、旅行中無理をせず体調管理を心がけましょう。また、ご自身が日頃処方されている薬を把握し、来県する際には、持病の薬を旅行日程分より多めに持参してください。
- 沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)で、感染状況など情報を発信しておりますので、ご活用ください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

飲食店等の皆様へ

【○:法24条第9項 協力要請】
【●:法によらない協力依頼】

対象施設	<p>[飲食店]飲食店(宅配・テイクアウトを除く) [遊興施設・結婚式場等]バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
要請内容	<p>○沖縄県感染防止対策認証店については、引き続き、業種別ガイドラインの遵守など、感染防止対策を徹底し、「安全・安心な店」づくりをお願いします。</p> <p>①店舗内の衛生管理:店内の十分な換気を行うことや、お客様が触れる場所・器具の消毒</p> <p>②従業員等の安全衛生管理:従業員の就業前の日々の検温等体調管理の徹底、ワクチン接種推奨</p> <p>③お客様の安全:入店時の検温、手指消毒の徹底、余裕をもった配席など (軽度であっても発熱その他の症状のある方の入店のお断りや、お客様への感染防止対策の協力の周知) 等</p> <p>○沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、同一グループ・同一テーブル原則4人以下とすること。</p> <p>●沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、利用者に利用時間を2時間以内とする呼びかけをお願いします。</p> <p>○沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、感染防止対策を徹底し、早期に「沖縄県感染防止対策認証制度(第三者認証)」を取得することを推奨します。</p>

◆ イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催をお願いします。

施設の収容定員		
5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
収容定員まで可	収容定員まで可（感染防止安全計画を作成した場合）	
	5,000人まで可	収容定員の半分まで可

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- 参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（収容定員が設定されていない場合においては、5,000人超の参加が見込まれ、かつ十分な人と人との間隔が確保できない（身体的距離が1m確保できない）イベント）については、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。
- 県が求める要請を満たさない場合は、要請に沿って見直すか又は自粛すること。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種を最新の状態にするか又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- 飲食を提供する場合、主催者は会場内に飲食するエリアを指定して、それ以外の場所では飲食しないよう求めること。また、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）を徹底するよう周知すること。
- アルコールを提供する場合は、指定された飲食エリア以外では飲酒しないよう求めるとともに、飲食エリア内であっても長時間の飲酒や飲食時の大声など感染リスクの高い行動を防ぐための呼びかけを行うなど、適切な感染対策をお願いします。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること。
（詳細は「イベントの開催制限について（<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>）」を確認）

商業施設、集客施設の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を実施すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- 入場者が密集しないよう整理・誘導（特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと）
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（特にフードコートについて、アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底などの措置）

事業者の皆様へ

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 従業員が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該従業員を出勤させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。
- 在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること。
- 事業継続が求められる業種は、事業継続計画（BCP）の策定や再点検を行うこと。
- 業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）。
- 子どもの自宅療養や小学校等の臨時休業に対応するため、従業員が看護や世話をしやすい環境を整備すること（小学校休業等対応助成金等の活用による従業員の有給休暇制度の創設等をお願いします）。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。

高齢者施設、障害者施設へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 「高齢者施設・障害者施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（沖縄県コロナ対策本部）」及び「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」に基づき対応すること。
- クラスタが起りうることを前提に事業継続計画（BCP）の策定に努め、陽性者の周囲への一斉検査を実施すること。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。
- 事前の検査など感染防止対策を行った上での面会を実施すること。面会は利用者・家族にとって重要であることから、地域における発生状況や、体調・ワクチン接種歴・検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること。
- 従業員向け定期検査を行い、利用者にワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします）。

各市町村における県と連携した取組の実施

【法24条第9項 協力要請】

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- **市町村におかれましては、オミクロン株対応ワクチン等を希望する方が接種できるよう、引き続き体制整備をお願いします。**
- ケアマネージャーをはじめ介護福祉関係者を通じて、要介護高齢者の接種状況の確認と接種の勧奨をお願いします。
- 地元市町村で行われるイベントについて、県の基準を満たさないものは、対処方針の要請に沿って見直すか自粛を促すこと。

学校等へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とし、換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気を行うとともに、屋外で周囲に人がいなければマスクを外すなど場面に応じた適切なマスクの着脱を周知する。
- 健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底し、体調不良時は出勤、登校及び部活動等を控えるよう周知すること。
- 部活動は、感染対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 部活動の実施中以外の練習場所や部室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団で飲食する場面やバスなどでの移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること。
- 未就学児・小中学生・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族が、自宅で抗原定性検査が実施できる「RADECO」の活用を促進すること。
- 教職員や児童生徒等が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該教職員等を出勤、登校させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

令和 5 年 1 月 27 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和 5 年 1 月 27 日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づける。
- なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。
- 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。

2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。このうち、①患者等への対応と②医療提供体制については 3 月上旬を目途に具体的な方針を示す。
 - ①患者等への対応
 - 急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続するこ

とし、具体的な内容を検討する。

②医療提供体制

- 入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す。
- 外来については、位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していく。
- 入院については、位置づけの変更により、現在感染症法の規定を根拠に講じられている入院措置・勧告が適用されないこととなる。幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行していく。
- 今後、診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行、外来や入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など各種対策・措置の段階的見直しについて、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について具体的な内容の検討・調整を進める。

③サーベイランス

- 感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。
- ゲノムサーベイランスを継続する。

④基本的な感染対策

- マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨している現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を

行う。

マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。

- ▶引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いする。
- ▶感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。
- ▶医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。

⑤ワクチン

- ▶ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいて実施することとなる。4 月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

⑥水際措置

- ▶5 類感染症に位置づけられることに伴い、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）上の「検疫感染症」から外れることとなる。

3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5 類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。

また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第 25 条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。

- 政府対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解））を開催する。

4. 特措法に基づく措置の終了

- 5 類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。

特措法第 24 条第 9 項の規定に基づき、都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業は終了する。

特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的方針を示す。

- また、5 類感染症に位置づけられることに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止する。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」概要 (令和5年1月27日 厚生科学審議会感染症部会)

1. 新型コロナの感染症法上の位置づけの変更

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、**新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけるべき。**

2. 変更にあたっての留意点

- 位置づけの変更は、私権制限を解除するものであるため、速やかに行うことが望ましいが、変更に伴う各種対策の転換は、国民ひとりひとりの生活や、各企業や医療機関の取組、地方行政に大きな影響を及ぼすこととなるため、**今後3カ月程度の準備期間を置いた上で行うべき。**
今後は、季節性インフルエンザにおける診療体制を念頭に、医療体制等を構築していくことを目指すが、**位置づけの変更後も、影響を緩和するための期間を設け、必要な準備を進めながら段階的な移行を行うべき。**
- 今後も感染拡大が生じうることを想定して、高齢者など重症化リスクの高い者を守ることも念頭に、必要な感染対策は講じていくべき。丁寧なリスクコミュニケーションを行いつつ、ご理解を得ながら**国民、企業等での自主的な判断や取組にご協力いただくことが重要。**
- 影響を緩和するための段階的な移行については、今後政府による検討が必要であり、具体案をできるだけ早期に示していくことが必要。
- 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直すべき。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」概要 (令和5年1月27日 厚生科学審議会感染症部会)

2. 変更にあたっての留意点 (続き)

(1) 患者等への対応

- ・ 位置づけの変更後は感染症法に基づく入院等の措置は終了することになるとともに、こうした一定の行動制限に伴って来た外来・入院の自己負担分の公費支援については、影響を緩和するための措置により、段階的に移行していくべき。

(2) 医療提供体制

- ・ 感染拡大時には、多くの患者が発生する中で、コロナ患者を受け入れる医療機関が限定されていることにより、そこに負荷がかかり逼迫することとなった。入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関でコロナ患者が受診できるよう、必要となる感染対策や準備を講じつつ段階的に移行していくべき。

(3) サーベイランス

- ・ 位置づけの変更後も、流行を繰り返すことが想定されることから、発生動向の正確な把握は引き続き重要。

患者毎の届出（発生届）は終了し、患者の発生動向については定点サーベイランスに移行するとともに、変異株の発生動向についてはゲノムサーベイランスを継続するなど、重層的なサーベイランス体制を構築し、監視体制を維持する方向で検討すべき。

2. 変更にあたっての留意点 (続き)

(4) 基本的な感染対策 (マスク、換気、手洗い等)

- ・ 引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いするべき。
- ・ マスクや換気等の基本的な感染対策については、行政が一律に適用すべきルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重すべき。

個人の判断に委ねることを基本とし、今では過剰とも言える感染対策はできる限り早期に見直しを行いつつ、新型コロナの特性を踏まえ、有効な方法について、引き続き丁寧に情報発信し、国民の理解と協力を得られるようにすべき。

- ・ 位置づけを変更したとしても、自主的な感染対策が不要となる訳ではない。
例えば、マスクについては、症状がある場合や家庭内に感染者がいる場合、高齢者など重症化リスクが高い者に感染を広げる可能性がある場合などには、有効であることを国民に向けて周知していくべき。

また、こうした者に該当しない場合でも、感染が大きく拡大している場合には適切なマスクの着用など、基本的な感染対策の徹底を呼びかけることを検討するべき。

- ・ 感染対策を実施するにあたっては、子どものすこやかな発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要。
- ・ ハイリスク者を守るため、高齢者施設等における感染拡大を防ぐことができるよう、地域の支援も得つつ、感染対策に取り組むべき。

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけに関する検討経緯と基本的考え方

- ・先般成立した改正感染症法案（※）の審議の過程で、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて速やかに検討する」旨の規定が追加されたこと、また、感染症法上の各種措置は、必要最小限の措置とされていることから、位置づけのあり方について検討してきた。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）

- ・令和4年11月より、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの専門家により、わかりやすい考え方を深掘りすべく、議論が行われた。

病原性、感染力、変異の可能性等をどのように評価するか、またどのような医療提供体制が求められるのかという点について以下の意見があり、本部会でもこうした点を踏まえて検討した。

①新型コロナウイルス感染症に関する病原性、感染力、変異の可能性について

- ・オミクロン株については伝播性が非常に高いものの、発生初期と比較して重症度が低下している（※1）。他方で、高い伝播性により感染者が増加し、医療提供体制への負荷が高くなっているほか、死亡者が多くなっていることには留意が必要。
- ・現時点において変異株の性質が流行の動態に直接的に寄与する割合は低下している（※2）。他方で、免疫逃避能を有する変異株が確認されており、今後も新たな変異株が出現する可能性について留意が必要。

②新型コロナウイルス感染症の今後の法的位置づけや対策について

- ・適正な医療を提供し続けることが今後も重要課題であり、必要な準備を進めながら段階的に移行していくことが求められる（※3）。
- ・「強制的な手段の最小化」の観点から、感染症法に基づく行動制限等の措置の対象から新型コロナウイルス感染症を速やかに外すべき（※4）。

※1 「新型コロナウイルス感染症の特徴と中・長期的リスクの考え方」第110回（令和4年12月14日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード押谷先生・鈴木先生・西浦先生・脇田先生提出資料

※2 「感染・伝播性の増加や抗原性の変化が懸念される新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の変異株について（第23報）」第111回（令和4年12月21日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード齋藤先生提出資料

※3 「新型コロナウイルス感染症対策に関する見解と感染症法上の位置付けに関する影響の考察」第113回（令和5年1月11日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード齋藤先生提出資料

※4 「今後の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策における倫理的法的社会的課題（ELSI）の観点からの提言」第113回（令和5年1月11日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード武藤先生提出資料

2. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、新型インフルエンザ等感染症として様々な対策を講じることにより、日本においては、諸外国と比べて、感染者数、死亡者数を抑えてきた。オミクロン株になってからは、感染がより広がりやすく、発生初期と比較して重症度が低下しており、ハイリスク者を守る対策に重点を置くことを目的として、患者の発生届の対象を高齢者など

4類型に限定する等、対策を柔軟に見直してきた。また、検査を受けない方や、自己検査で陽性となっても行政に登録をしない方など、全ての患者の捕捉が難しくなっている。

- ・法律に基づく入院措置や外出自粛など、本来最小限とすべき私権制限を、多くの軽症患者を含めて、一律に適用可能な状態としておくことは適当ではない。また、過去の過剰な感染症対策が、差別を生んできた歴史にも留意する必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけるべきである。
- ・この位置付けの変更により、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染対策は、現在の「新型インフルエンザ等感染症」として、行政が様々な要請や関与をしていく仕組みから、今後は、季節性インフルエンザ等への対応と同様に、個人の選択を尊重することを基本とする考え方へと転換することになる。位置づけ変更の考え方や内容についての丁寧な説明や、必要な情報の提供に努めることが政府には求められる。
- ・ただし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、一年を通じて複数回の流行があり、多くの感染者や死亡者が発生していることなど、他の5類感染症と異なる特徴や社会へのインパクトを有し、それにより新型コロナウイルス感染症以外の対応も含め、医療提供体制に影響が大きいことから、5類感染症へは、国民の生命と健康を守りながら移行することが重要であり、次の点に留意して進めるべきである。

3. 変更にあたっての留意点

- ・位置づけの変更は、私権制限を解除するものであるため、速やかに行うことが望ましいが、変更に伴う各種対策の転換は、国民ひとりひとりの生活や、各企業や医療機関の取組、地方行政に大きな影響を及ぼすこととなるため、今後3か月程度の準備期間を置いた上で行うべきである。

また、今後は、季節性インフルエンザにおける診療体制を念頭に、医療体制等を構築していくことを目指すが、位置づけの変更後も、その影響を緩和するための期間を設け、必要な準備を進めながら段階的な移行を行うべきである。

- ・位置づけの変更により新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではないことから、今後も感染拡大が生じうることを想定して、高齢者や基礎疾患のある者など重症化リスクの高い者を守ることも念頭に、必要な感染対策は講じていくべきである。その際、国民の間で「今後感染対策は行わなくても良い」といった誤解や分断が起きないように丁寧なリスクコミュニケーションを行いつつ、ご理解を得ながら国民、企業、医療機関等での自主的な判断や取組にご協力いただくことが重要である。
- ・影響を緩和するための段階的な移行については、今後政府による検討が必要であり、具体案をできるだけ早期に示していくことが必要である。
- ・感染対策の変更やその時期等により、国によって変更後の流行のレベルに違いが見られるとの指摘があることを踏まえ、位置づけ変更後の流行のレベルをなるべく低く抑えるための取組みが、引き続き求められる。
- ・今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直すべきである。

(1) 患者等への対応

- ・位置づけの変更後は感染症法に基づく入院等の措置は終了することになるとともに、こうした一定の行動制限に伴い行ってきた外来・入院の自己負担分の公費支援については、影響を緩和するための措置により、段階的に移行していくべきである。
- ・なお、影響を緩和するための措置の検討に当たって、医療費の自己負担が高額となることを懸念する意見や、他の疾病における費用負担との公平性を考慮すべきとの意見があった。
- ・また、重症化リスクの高い方の宿泊療養機能や、発熱患者等に対応する一定の相談機能は、今後も一定期間は必要との意見があった。

(2) 医療提供体制

- ・感染拡大時には、多くの患者が発生する中で、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関が限定されていることにより、そこに負荷がかかり逼迫することとなった。入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症患者が受診できるよう、必要となる感染対策や準備を講じつつ段階的に移行していくべきである。
- ・なお、段階的な移行に当たっては、感染症の一つの疾患として対応できる状況にしていくことが望ましいが、発熱患者の受診体制や重症者に対する入院調整といった仕組み、高齢者施設等への検査・医療支援は一定期間継続できるようにすることが必要であるとの意見があった。
- ・また、新型インフルエンザ等特措法に基づく臨時の医療施設について、今後の取扱いについて検討すべきとの意見があった。

(3) サーベイランス

- ・位置づけの変更後も、流行を繰り返すことが想定されることから、発生動向の正確な把握は引き続き重要である。このため、患者の発生動向や変異株の発生動向などの重層的なサーベイランス体制を構築し、監視体制を維持する方向で検討が必要である。
- ・患者の発生動向把握については、現状を確認した上で、感染症法に基づく患者ごとの届出（発生届）は終了し、定点サーベイランスに移行することとし、速やかに具体的な実施方法を示す必要がある。
- ・新たな変異株等の発生を引き続き監視するため、新型コロナウイルスに対するゲノムサーベイランスについては、自治体の負担等にも配慮しつつ、継続する方向で検討すべきである。
- ・また、将来的なパンデミックに備えて、季節性インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス感染症、RSウイルス感染症等を含む急性呼吸器感染症サーベイランスのあり方や、病原体サーベイランスのあり方等について、定点医療機関における負担等も考慮しながら本部会において検討を進める。

(4) 基本的な感染対策（マスク、換気、手洗い等）

- ・引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いするべきである。
- ・マスクや換気等の基本的な感染対策については、行政が一律に適用すべきルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重すべきである。個人の判断に委ねることを基本とし、今では過剰とも言える感染対策はできる限り早期に見直しを行いつつ、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、有効な方法について、引き続き丁寧に情報発信し、国民の理解と協力を得られるようにすべきである。

- ・位置づけを変更したとしても、自主的な感染対策が不要になる訳ではない。例えば、マスクについては、症状がある場合や家庭内に感染者がいる場合、高齢者など重症化リスクが高い者に感染を広げる可能性がある場合などには、有効であることを国民に向けて周知していくべきである。また、こうした者に該当しない場合でも、感染が大きく拡大している場合には適切なマスクの着用など、基本的な感染対策の徹底を呼びかけることを検討するべきである。
- ・感染対策を実施するに当たっては、子どものすこやかな発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要である。
- ・ハイリスク者を守るため、高齢者施設等における感染拡大を防ぐことができるよう、地域の支援も得つつ、感染対策に取り組むべきである。

新石垣空港における国際線チャーター便就航について

1 概要

- (1) 事業主体：石垣市
- (2) 事業目的：コロナ禍で令和2年(2020年)4月以降途絶えている、新石垣空港離発着の国際航空路線の早期運航再開とインバウンド復活を目指し、石垣-台北の国際線チャーター機を就航(運航:タイガーエア台湾)
- (3) 事業概要：次のとおり石垣及び台湾で3泊4日のツアー旅行を実施

<インバウンド/石垣市>

- ・ 2/10(金) 桃園国際空港→新石垣空港(15:45着)
【乗客】台湾プロ野球チームの楽天モンキーズ選手及び関係者(70名)、一般ツアー客(50名) (※1/27現在)
- ・ 2/11(土)~12(日) 石垣市営球場で交流戦(楽天モンキーズ対千葉ロッテマリーンズ) ※13:00プレーボール
- ・ 2/13(月) 新石垣空港(14:30発)→桃園国際空港

<アウトバウンド/台湾>

- ・ 2/10(金) 新石垣空港(16:45発)→桃園国際空港
【乗客】石垣市、市商工会、観光産業団体等36名、フリープラン等参加市民約40名 (※1/27現在)
- ・ 2/11(土)~13(月) 国道5号高速道路サービスエリア施設内において、物産展の開催、石垣島観光PRなど。
- ・ 2/13(月) 桃園国際空港→新石垣空港(13:30着)

2 新石垣空港国際線再開に向けた県等の取組について

(土木建築部、保健医療部、文化観光スポーツ部、市)

- (1) 検疫指定空港でない(非検疫飛行場)ことから、県は、国(那覇検疫所)による検疫実施を依頼。
- (2) 非検疫飛行場における検疫実施のため、県や市による協力体制を構築。検疫業務への協力として、入国前にコロナ陽性者が発生した場合、軽症者の県宿泊療養施設での受入(八重山保健所)、重症者の県立八重山病院での受入、外国人観光客受入に向けたTACO連携事業(インバウンド医療対応多言語コールセンター)、多言語による情報発信(VISIT OKINAWA JAPAN)の活用など。重症者の病院搬送は石垣市消防本部により実施。
- (3) エアラインに対しては、搭乗前にワクチン3回接種証明書または陰性証明書(出国前72時間以内)の確認の徹底と、証明書類が不備な方への検査実施を要請。

関係機関と連携し、充実したご旅行をお楽しみいただけるよう取り組んでまいります。
同行者でやむを得ない事情（アレルギー体質など身体的理由）により接種が受けられない方は、出発の3日前以降のPCR検査で陰性が確認できた方に限りご参加いただけます。※詳しくは各店舗までお問い合わせください。

渡航手続きをスムーズに済ませる為にVisit Japan Web(ファストトラック)への登録をご帰国72時間前までにお済ませください

タイガーエア台湾 石垣チャーター直行便利用
台北ランタンフェスティバル 4日

出発日2023年

2月10日（金）

99,800円～

125,000円

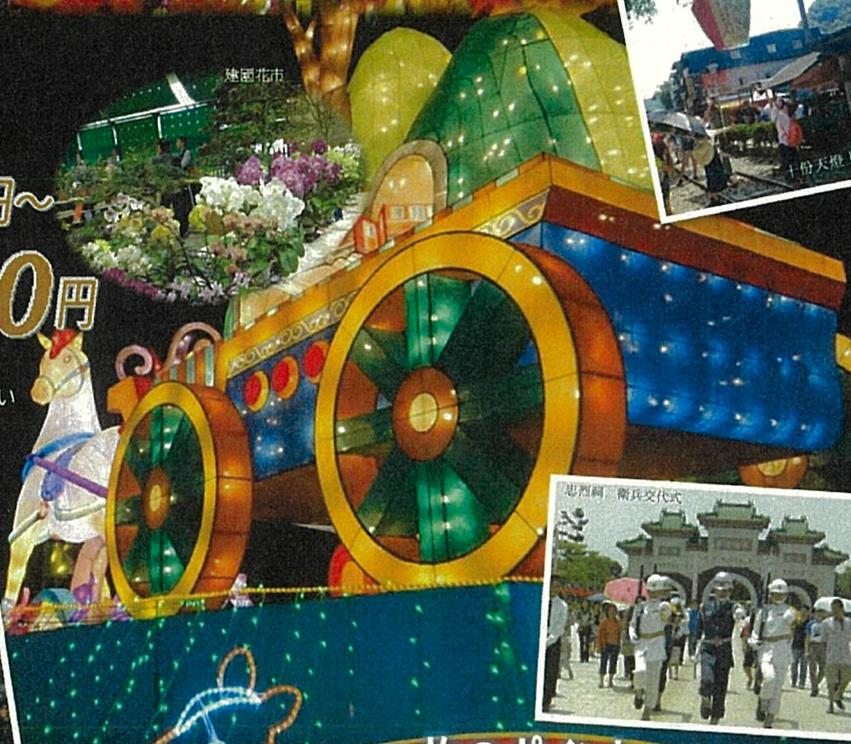
【2名様1室利用/お一人様旅行代】

出入国カード作成料1,000円は別途お支払い
いただきます。（2023年1月）

丸餅阿妹茶樓



建國花市



旅のポイント

- ◆ 石垣から直行便利用で1時間半でっ飛び！
- ◆ 燃油サーチャージ不要！
- ◆ 選べるフリープラン、観光プラン
- ◆ 台北で開催されるランタンフェスティバルへご案内
※別途VTR費用がかかります
- ◆ 人気の九份散策、十份での天燈上げ
- ◆ 世界4大博物館の一つ、国立故宮博物院
- ◆ 港町淡水散策と週末の花市
- ◆ 台北にらくらく3連泊

安心の日暮まで

旅行企画・実施：沖縄ツーリスト

※画像は全てイメージです